# フォーカス|功するか

## 保険・年金 認知症施策の「神戸モデル」は成

事故費用の補償制度の内容や課題を考える

保険研究部 ヘルスケアリサーチセンター 主任研究員 三原 岳 (03)3512-1798 mihara@nli-research.co.jp

#### 1――はじめに~認知症施策の「神戸市モデル」とは~

認知症の早期診断を支援するとともに、認知症の人が事故を起こした際の費用を救済する神戸市の 施策が2019年度から本格始動した。事故時の救済制度については、愛知県大府市などが導入している が、神戸市の施策は早期診断から相談、費用補償、理念を定めた条例制定など包括的であり、負担と 給付の関係を市民に理解してもらう手立てとして、超過課税として個人市民税均等割を1人当たり年 400 円引き上げた点も注目されている。本稿では国も「神戸モデル」として注目する施策の全体像と 特色を把握するとともに、財源確保など今後の課題を論じる」。

### 2--神戸モデルの概要

神戸モデルの概要は図の通りである。具体的には、①65歳以上の市民が無料で診断を受けられる検 診制度、②認知症と診断された人については、市が保険料を負担して最高2億円の給付を受けられる 損害賠償保険制度、③事故時に24時間365日で相談を受けられるコールセンターの設置、④認知症の 人が行方不明になった場合、GPS(衛星利用測位システム)で捜索してもらえるサービスの提供(ただ し一部自己負担あり)、⑤認知症の人が起こした事故に市民が遭った場合、最高3,000万円を支給する 見舞金(給付金)制度、⑥約3億円と予想されている財源を確保するため、1人当たり市民税均等割 を超過課税として年間 400 円上乗せ、⑦認知症の人が住みやすいまちづくりの理念と、引き上げた市 民税の使途を定める条例制定と財源を管理する基金の設置――といった点が挙げられる。

このうち、①の早期診断は第1段階の「認知機能検診」と第2段階の「認知機能精密検査」に分か れる。まず、第1段階では65歳以上全員を対象に、診療所や病院などで幅広く診断を受けられるよう にしており、もし第1段階で認知症の疑いがあると分かった場合、第2段階の詳しい検査を専門医療 機関で受けられる。いずれも費用を市役所が負担し、高齢者本人の負担はゼロである。

さらに、②の損害賠償保険では認知症の人が起こした事故で本人や家族の賠償責任が発生した場合

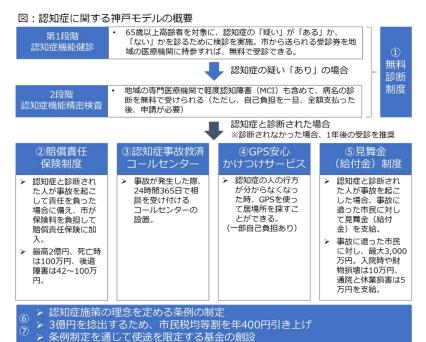
<sup>↑</sup> 本稿の執筆に際しては、神戸市保健福祉局高齢福祉部介護保険課の方々、上村敏之氏(関西学院大教授)、藤澤陽介氏(早 稲田大学教員)の御協力を頂いた。ここに感謝したい。

に支給する仕組みであり、自動車事故などを除いて最高2億円(死亡・後遺障害は42~100万円)の給 付を受けられる。⑤は賠償責任の有無に関わらず支給する仕組みで、最高 3,000 万円が給付される。

このように認知症の人が起こした 事故を補償する制度としては、神奈 川県大和市、愛知県大府市、福岡県 久留米市、東京都中野区と葛飾区な どで導入、または導入に向けた検討 が進んでいる2。以下、神戸方式の特 色を浮き彫りにするため、同様の他 の自治体の事例を考察する。

## 3----同様の他の自治体の事例

神奈川県大和市の「はいかい高齢 者賠償責任保険」では、認知症で行 方不明となる可能性がある人を事前 に把握するネットワーク制度の登録 者を対象に、その人が事故などを起



出典:神戸市資料を基に作成 注:図は給付内容など一部を省略。

こし、本人や家族に損害賠償責任が発生した場合、最高3億円(死亡・後遺障害の場合は最高 50 万円) を補償する。損害賠償に関する保険料については、市が負担する。

愛知県大府市の制度でも、市が保険料を負担。見守りネットワークに登録された認知症の人などが 起こした事故について、本人や家族が損害賠償責任を負った場合、最大 1 億円、死亡・後遺障害 82 万 5,000 円の補償を受けられる仕組みである。

さらに、福岡県久留米市は市の見守りネットワークに登録した認知症の人を対象に、同様の仕組み を導入しており、賠償費用は最高3億円。東京都葛飾区、同中野区も同様の制度の導入に向けて検討 しており、最高補償額は葛飾区が5億円、中野区が3億円。葛飾区の対象者は見守りネットワークの 登録者、中野区は認知症と診断された 40 歳以上の人の事故補償をカバーする。

以上のように見ると、賠償の対象者や金額に差異はあるが、保険料を市が負担する形で、認知症の 人が起こした事故による損害を補償する共通点を見出せる。

では、こうした事例と比べて、神戸モデルの何が特色と言えるのだろうか。以下、(1) 高齢者全員 を対象とした早期診断、(2)損害賠償保険と見舞金による補償範囲の広さ、(3)市民税均等割引き上 げによる財源確保、(4)神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例(以下、認知症まちづくり条例 と表記)による理念の明記、(5) 当事者を含めた合意形成——の5点を論じる。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 大和市ウエブサイト「はいかい高齢者等 SOS ネットワーク」、大府市ウエブサイト「大府市認知症高齢者等の見守り及び個 人賠償責任保険事業実施要綱」、久留米市ウエブサイト「久留米市認知症高齢者等個人賠償責任保険」を参照。中野区、葛飾 区の取り組みは2019年2月15日『シルバー新報』を参照。なお、制度の詳細については、一部を省略して記述する。

## 4--神戸モデルの特色

### 1 高齢者全員を対象とした早期診断

神戸モデルの特色の1番目としては、65歳以上の全市民を対象に幅広く診断を実施している点であ る。認知症ケアでは認知症の人の生活状態を維持するため、専門職による早期介入の必要性が以前か ら論じられており、損害賠償保険制度と早期診断をセットにしている点が特色の一つである。

#### 2 | 損害賠償保険と見舞金制度による補償範囲の広さ

第2に、補償範囲の広さである3。認知症の人が起こした事故の損害賠償については、JR 東海を巡 る裁判が世間の耳目を集め、神戸市を含めた他の自治体が損害賠償保険制度を導入する契機となった。 具体的には、90歳代の男性が線路内に入って亡くなった鉄道事故に関連し、JR 東海が家族に対して約 720 万円の損害賠償を請求。最高裁で家族が逆転勝訴した裁判4であり、認知症の人が起こした事故の 損害賠償をカバーするという点では、神戸モデルも他の先行自治体と同じ考え方に立っている。

ただ、神戸モデルの場合、全市民を対象とした手厚い見舞金(給付金)制度5も作っており、補償範 囲が他の自治体と比べて手厚く広いと言える<sup>6</sup>。

### 3 市民税均等割引き上げによる財源確保

3番目として、施策の費用を賄うため、市民税均等割を引き上げることで、市民が負担と給付の関 係を理解しやすい制度設計にしている。具体的には、2018年3月に施行された認知症まちづくり条例 では認知症施策のために3年間、個人市民税均等割を年 400 円引き上げる方針に加え、▽引き上げた 財源の使途を診断、事故費用などに限定、▽相当額を基金で区分管理――することが明記されている。 さらに税金の引き上げに際しては、所得に応じて課す応能性ではなく、均等割の引き上げによる応

その点で言うと、負担と給付の関係が明確な社会保険料に近い制度設計になっており、市民にとっ ては「困ったときはお互い様」という連帯感を持ちつつ、負担と給付の関係性を意識しやすい構造に なっている。

## 4 認知症まちづくり条例による理念の明記

益性を重視し、平等に広く負担を求める形を採用した。

第4に、上記の政策の根拠として、認知症まちづくり条例を制定した点である。基本理念として、 「認知症の人の尊厳が保持され、意思が尊重され、社会参加を促進し、安全に安心して暮らし続けら れるまちを目指す」「認知症の人とその家族のより良い生活を実現するために必要な支援を受けられ

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> なお、愛知県大府市も 2017 年 12 月に「認知症に対する不安のないまちづくり推進条例」を制定している。



³ 損害賠償保険制度の運営について、市は三井住友海上火災保険と契約している。

<sup>4</sup> 事故は 2007 年 12 月に発生し、裁判は 2016 年 3 月の最高裁判決まで続いた。裁判の経緯については、事故で亡くなった男 性の遺族が記した高井隆一(2018)『認知症鉄道事故裁判』ブックマン社を参照。

⁵大和市の制度でも偶然の事故で他人に怪我をさせ、結果として 180 日以内に死亡した場合、被害者に対して 15 万円の見舞 費用が支払われる。

<sup>6</sup> 制度の詳細や法的な側面については、窪田充見(2019)「神戸市の『認知症の人による事故に関する救済制度』について」 『法律時報』通巻 1,135 号を参照。

<sup>7</sup> 基金の根拠規定は「神戸市民の福祉をまもる条例」に定められている。

るよう、まち全体で支える」という2点を掲げ、市の責務や市民・事業者の役割を定めている。

こうした理念は認知症施策を進める上で重要である。例えば、損害賠償保険制制度は「認知症の人 が社会のリスク要因なので、事故の費用を社会全体でカバーする」と受け止められかねない側面があ り、これは認知症の人を「社会のお荷物」と見なす偏見を助長しかねない危うさと紙一重である。

しかし、認知症施策の理念を条例として定めることで、「認知症の人が起こす事故は本人や家族に責 任を負わせられないため、その費用(保険料)を地域全体で負担する賠償制度が必要」という理念を 強調できるようになっていると言える。

## 5 当事者団体を含めた合意形成

第5に、施策を進める上で、関係者との合意形成を進めた点である。例えば、施策の検討委員会に は当事者団体の関係者が加わっていたほか、市民税引き上げの是非を最終的に判断した市議会、第 1 段階の認知機能検診を担当する医療機関など幅広い関係者との合意形成が図られている。

## 5 神戸モデルの課題

最後に、神戸モデルの課題として、「当事者参画を含めた地域づくりの視点」「財政の安定性確保」 の2点を指摘したい。第1の点については、認知症まちづくり条例の理念を少しずつ進めることであ り、医療・介護事業者や民間企業、市民組織などとの連携も求められる。例えば、診断制度について 言えば、2018 年度までに全市町村で設置が義務付けられた「初期集中支援チーム」。との連携がスム ーズに行けば、より効果的な早期介入が可能となるかもしれない。

第2に、財政の安定性確保も課題である。具体的には、認知症の人が起こした事故について全国的 なデータが整備されていない中で、損害賠償や見舞金(給付金)の支出が予想よりも増えた場合、財 源不足に見舞われる危険性がある。その一方、収入については民間の損害保険と異なり、税額を頻繁 に変えるのは難しいため、財源不足に見舞われた際、税額の変更を含めて財政を今後どう運営してい くのか、重要な課題となる。

#### 6-おわりに

いくつかの自治体において、早期診断の促進や行方不明時の捜索等と併せて、認知症の人の事故を 補償する民間保険への加入を支援する取組が始まっている。これらの取組について事例を収集し、政 策効果の分析を行う――。今年6月に政府が決定した認知症施策推進大綱では、こうした文言が盛り 込まれた。ここで言う「いくつかの自治体」に神戸モデルは含まれていると考えられ、視察に訪れた 大口善徳厚生労働省副大臣(当時)も全国拡大に期待感を示したという10。それだけ神戸モデルは先 進的な事例であり、多くの示唆を含んでいる。

しかし、まだ制度は始まったばかりであり、本稿で挙げた課題をクリアしつつ、神戸モデルが一層、 充実することを期待したい。

<sup>10 2019</sup>年5月21日『毎日新聞』『神戸新聞』を参照。



<sup>9</sup> 初期集中支援チームは認知症の人やその家族に対して、早期診断・早期対応に向けた支援を実施することを目的とし、医師 や看護師などの専門職で構成する。